

令和 7 年度版

特殊詐欺対策装置購入費補助金 手引き

<目次>

1	補助対象機器	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	補助対象者	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	補助内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	手続きの流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	記入例	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱	・・・・・・・・	8

1 補助対象機器

ア 通話録音装置

家庭の固定電話に取付けるもので、電話を着信したときに『通話内容を録音する』ことを、電話をかけてきた相手に**自動**で伝え、実際に通話を録音する機能がある装置



イ 着信拒否装置

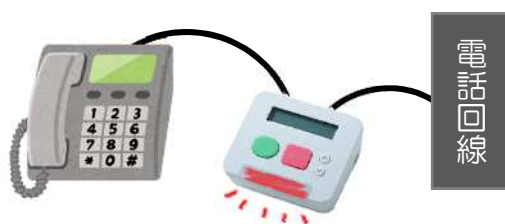
家庭の固定電話に取付けるもので、『迷惑電話番号データベース』に登録されている電話番号からの着信を、拒否または着信ランプ等で警告をする機能がある装置

注1)『迷惑電話番号データベース』とは、警察・自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいいます

注2) 自分で迷惑電話番号を登録する機能だけのものは対象外です

注3)『発信番号表示サービス』への加入が必要です

注4) 各種サービスへの加入料や維持管理料は、利用者の負担となります



ウ 固定電話機

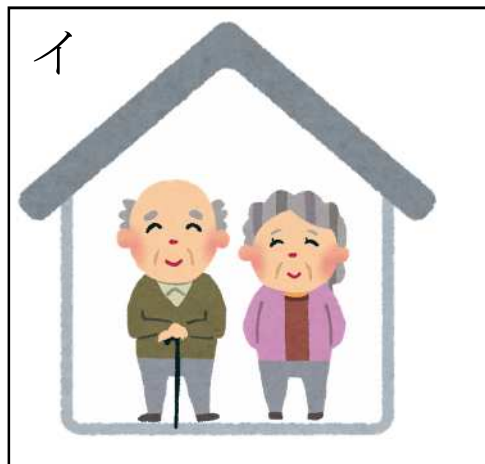
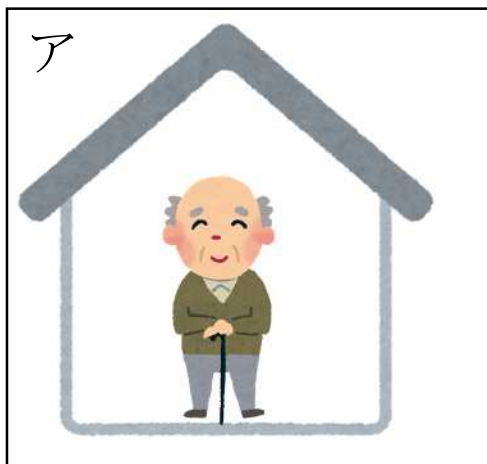
上記の『ア 通話録音装置』の機能または『イ 着信拒否装置』の機能が内蔵されている、家庭用の固定電話機

2 補助対象者

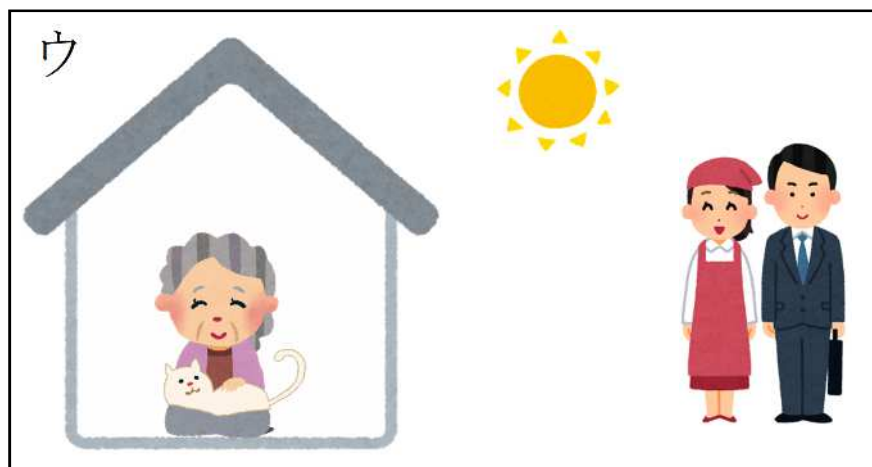
※『65 歳以上』とは、令和 7 年度末までに 65 歳以上になる方を対象としています。

ア 市内に在住の、65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの方

イ 市内に在住の、65 歳以上の高齢者だけで暮らしている世帯の方



ウ 市内に在住の、ア・イ以外の方で、日中はいつも高齢者だけとなる世帯の 65 歳以上の高齢者



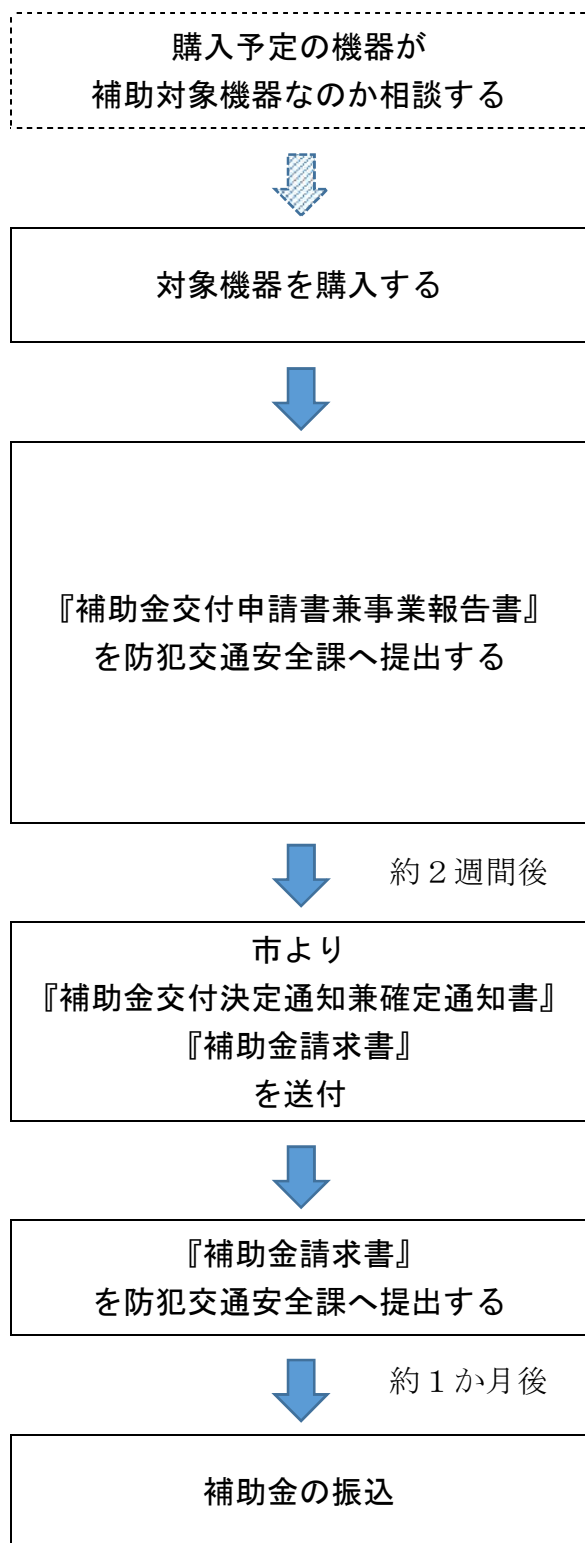
3 補助内容

○補助対象機器の購入費（税込）の 2 分の 1 を補助します。（上限 6,000 円）

○補助金額は、千円未満は切り捨て（千円単位）です。

注）先着順で受付し、予算額に達し次第終了となりますので、早めに申請をお願いします。

4 手続きの流れ



必須ではありません
心配な場合は、事前にご相談ください

令和7年4月1日（火）以後

令和8年3月31日（火）まで

※添付書類

- ・領収書の写し
- ・カタログ、取扱説明書の写し等、購入機器の機能が確認できるもの
- ・家族状況申出書（該当の方のみ）
- ・購入委任状（該当の方のみ）

記入例

様式第1号（第8条関係）

岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛先）岡崎市長

（申請者） 住 所 岡崎市十王町二丁目9番地

記名&押印してください。
本人が署名できる場合は、
署名でも良いです。

氏 名 防犯 太郎 防犯印

※本人署名の場合は押印不要です。

生年月日 大(昭) 26 年 8 月 19 日

岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

購入額(税込)の2分の1
※上限 6,000 円

交付申請額	6,000 円（千円未満切り捨て）	
申請条件	☐ 65 歳以上で、ひとり暮らしをしている ☒ 世帯全員が、65 歳以上である ☐ 同居家族はいるが、日中は 65 歳以上の者のみになることが常態化している	
購入機種等	製品名	例 1) 振込め詐欺見張隊 新117 例 2) コードレス電話機 VE-GD67DL
	製造者名	例 1) レッツコーポレーション 例 2) パナソニック
購入額	13,200 円（税込）	
装置を設置した電話番号	0 5 6 4 - 23 - 6525	
添付書類	(1) 領収書の写し (2) カタログ等、購入装置の機能が確認できるもの (3) 家族状況申出書（該当者のみ）	
住民登録情報の閲覧の承諾	私の世帯の住民基本台帳情報について、岡崎市特殊詐欺対策装置等購入費補助金の交付申請の内容を審査するために市職員が閲覧し、及び謄写することを承諾します。	

記名&押印してください。
本人が署名できる場合は、
署名でも良いです。

氏 名 防犯 太郎 防犯印

※本人署名の場合は押印不要です。

様式第3号（第10条関係）

岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛先）岡崎市長

（申請者） 住 所 岡崎市十王町二丁目9番地

氏 名 防犯 太郎 印

申請書と合わせてください。
申請時に記名&押印
⇒ 記名&押印
申請時に本人署名
⇒ 本人署名

※本人署名の場合は押印不要です。

申請時と同じ印鑑
を押印してください

市指令防交第〇〇号で交付決定
装置購入費補助金について下記のとおり請求します。

記

1 請求額

¥ 6, 000. -

2 振込先

金融機関	岡崎	銀行 信用金庫 農 協	支店名	十王	本店 支 店 出張所
預金種目	普通 当座				
口座番号	0123456				
交付確定額	6, 000 円				
(フリガナ) 口座名義人	ボウハン タロウ				
	防犯 太郎				

（注）口座名義人は、申請者と同一の者に限ります。

申請者と同じ名義の
口座に限ります

岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策装置の購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺対策装置の普及を促進することにより、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、特殊詐欺対策装置（以下「装置」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。
- (3) 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市内に住所を有し、現に居住している65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
- (3) 日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、同一の世帯に、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は除く。

(装置の購入)

第5条 補助対象者が自身による装置の購入が困難な場合には、購入を委任することができる。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、装置の購入に要する費用（装置の設置費を除く。）で、1世帯につき装置1台までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とし、6,000円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、装置の購入日の属する年度の3月31日までに岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) カタログ等、購入装置の機能が確認できるもの
- (3) 家族状況申出書（第4条第1項第3号に該当する場合に限る）
- (4) 委任状（第5条により委任する場合に限る）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、前条に規定する通知書を受けた後、速やかに岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書（様式第3号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得した装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない場合については市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市長の承認を受けて装置を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 関係法令等に違反したとき。
- (3) 第11条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市特殊詐欺対策装置購入費補助金取消決定通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

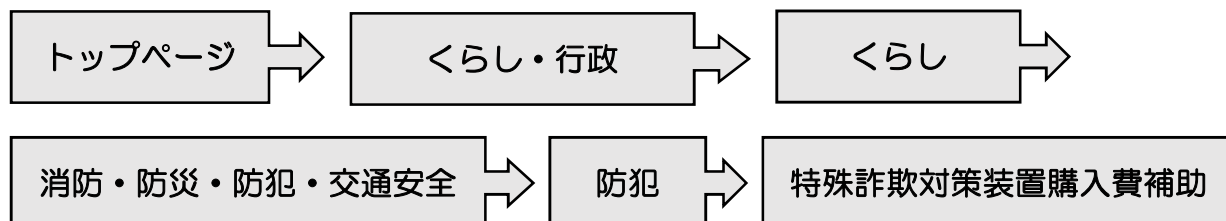
附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

◆申請書等様式のダウンロードはこちら

【岡崎市ホームページ】 <https://www.city.okazaki.lg.jp/>



◆購入機器に迷ったら・・・

全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を、参考にしてください。

【公益財団法人全国防犯協会連合会ホームページ】

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>



問 い 合 わ せ

岡崎市 市民安全部 防犯交通安全課 生活安心係（東庁舎3階）
電 話：0564-23-6525 FAX：0564-23-6570
e-mail：anzen@city.okazaki.lg.jp